

平成 18 年度 卒業論文

トルコにおける憲法裁判所の役割
－無効請求裁判を中心に－

東京外国語大学 外国語学部
南・西アジア課程トルコ語専攻

学籍番号 8503172

栗林 尚美

指導教官：林 佳世子教官

(40×30)

目次

序章.....	2
第1章 トルコの裁判制度	4
第1節 1982年憲法における司法.....	4
第2節 裁判官・検事	5
第3節 裁判所の種類	6
第2章 憲法裁判所 ANAYASA MAHKEMESI.....	9
第1節 憲法裁判所の歴史	9
第2節 構成.....	10
第3節 憲法裁判所の任務、権限	14
第4節 憲法裁判所の決定と効力.....	18
第3章 無効請求裁判からみる憲法裁判所の決定プロセス.....	19
第4章 無効請求裁判からみる憲法裁判所と政治	23
終章.....	33
参考文献一覧.....	35

序章

日本において、トルコ法に関する研究は非常に少なく、さらにトルコの憲法裁判所（Anayasa Mahkemesi）の研究はほとんどないに等しい。そもそも日本においては「憲法裁判所」の制度を採用してないため、なじみがないものである。法律や命令等の国家行為の合憲性を審査する、憲法保障の制度である違憲審査制が、「アメリカ型」といわれる司法裁判所型違憲審査制によって行使されているためである¹。一方、トルコでは違憲審査制のもうひとつの理念型である「大陸型」ともいわれる憲法裁判所型違憲審査制²を採用している³。

憲法裁判⁴の比較法的研究を行っているルイ・ファヴォールーによると、アメリカ型においては、憲法裁判の機能は裁判機関全体に託される。すべての争訟はいかなる性質を有するものであれ、同じ裁判所で、ほとんど同じ条件の下で判決が下されるため、憲法裁判は、實際上通常の裁判と区別されないとしている⁵。アメリカ型を採用している国には、司法裁判所型違憲審査制を確立させたアメリカや日本、カナダ、オーストリア、またインド、マレーシアなどの英連邦または旧英国植民地、欧州ではスイス、ギリシア、北欧諸国など、中南米ではメキシコ、ブラジル、アルゼンチンなどがある。三権の分立が厳格になされている国家や司法に対する立法、行政の優位が確立されている国などで多くが採用されている⁶。

一方の大陸型（ヨーロッパ型）の裁判制度にみられる憲法裁判所は、通常の裁判とは区別され、そのために特別に作られた裁判所であり、排他的な管轄に属する⁷。ルイ・ファヴォールーは、「憲法裁判所とは、憲法争訟に関して特別かつ排他的に管轄権を与える目的で設

¹ 諸橋邦彦『違憲審査制の論点』国立国会図書館調査および立法考査局 2006年 pp.1-3。

² ルイ・ファヴォールーは「ヨーロッパ型憲法裁判」との用語をあてている。ルイ・ファヴォールー、山元一訳『憲法裁判所』敬文堂 1999年 p.5。

³ 諸橋 前掲書 p.6。

⁴ 憲法裁判とは、「憲法解釈の疑義、特に法令の憲法適合性の問題を裁判手続きで解決する制度」となっている。そのため日本でも違憲審査制度により憲法裁判の作用を行っているといえるため、本稿では違憲審査制と憲法裁判を同義として扱う。

「憲法裁判」の項『法律用語辞典』有斐閣第2版 2000年、pp.387-8。

⁵ ルイ・ファヴォールー 前掲書 p.5。

⁶ 諸橋 前掲書 p.4。

⁷ ルイ・ファヴォールー 前掲書 p.5。

置された、通常裁判機関に属さず、それから他の公権力からも独立した裁判機関である」⁸と定義している。憲法裁判所採用国は、主にヨーロッパの大陸諸国であり、1920 年のオーストリア、チェコスロヴァキアの憲法裁判所の創設に始まり、第 2 次世界大戦後にイタリア、ドイツ連邦共和国と広まり、その後トルコ、ユーゴスラヴィアで設置され、東欧諸国で 1990 年代に相次いで設立され、現在では 30 例を数える⁹。

憲法裁判所を採用している国家には以下のような共通点が挙げられる。(1) 多元的な法体系・裁判権の存在、(2) 憲法により憲法裁判所の組織、作用、権限が定められ、他のすべての国家機関から独立していること、(3) 憲法訴訟を独占的に審理、(4) 政治機関によって非職業的裁判官¹⁰も任命されること、(5) 憲法裁判所が「真正の裁判所」であること、違憲判決が拘束力を持つこと、(6) 憲法裁判所は通常の裁判機関に属さないことである¹¹。こうした共通点が挙げられる憲法裁判所であるが、実際には各々の国ごとの特色がある。本稿ではトルコの憲法裁判所を取り上げ、その特色や役割を明らかにすることを目的としている。

上記のトルコの裁判制度や憲法裁判所に関する研究は日本ではほとんどなされていない。憲法裁判所についての成果は、間の研究¹²があるだけで、他にはわずかにトルコのイスラーム政党の研究の中で言及されているに過ぎない。憲法裁判所は、政党解散裁判（主にイスラーム政党）の事件の中で扱われてきた¹³。しかしながらトルコにおける憲法裁判所の役割を明らかにするためにはトルコの司法における同裁判所の位置づけや憲法裁判所そのものの機能や仕組みを明らかにしておく必要がある。そのため、本稿では第 1 章でトルコの司法、裁判制度を概観し、第 2 章では 1982 年憲法の規定やトルコの憲法学者であるエルゲン・オズブドゥンの研究を参照しつつ、トルコの憲法裁判所の構成、任務、権限について見ていく。第 3 章では、憲法裁判所の主要任務のひとつである違憲審査制度の無効請

⁸ 同上 p. 1。

⁹ 同上 pp.1-2。

¹⁰ 法学教授、弁護士、公務員など司法官以外の裁判官を示す。

¹¹ ルイ・ファヴォルー 前掲書 pp.18 - 25。

¹² Yasushi Hazama “Constitutional Review and the Parliamentary Opposition in Turkey” *The Developing Economies*, XXXIV-3 (September 1996)

¹³ 政党解党裁判（福祉党、美徳党）の判決を論じているものに、澤江史子『現代トルコの民主政治とイスラーム』ナカニシヤ出版、2005 年、pp.176-9。小泉洋一「トルコ憲法における政教分離と民主主義—政教分離とイスラム主義政党—」『甲南法学』第 44 巻 1・2 号、2003 年などの研究がある。

求裁判について実際の判決文を用い、裁判の決定プロセスを検討する。また、第4章では無効請求裁判の件数や結果などのデータを統計的にとり、検討する。トルコの憲法裁判所判決は、憲法裁判所のホームページ¹⁴で全文検索と閲覧が可能であるため、その資料を用いた。終章では憲法裁判所がトルコ共和国においてどのような役割を果たしているかを検討していきたい。

第1章 トルコの裁判制度

憲法裁判所を検討するに先立ち、本章ではまずトルコの裁判制度について概観し、トルコの司法における憲法裁判所の位置づけを明らかにする。

第1節 1982年憲法¹⁵における司法

トルコの司法府は1982年憲法の第138条から第160条にわたって規定されている。

裁判所の独立（第138条）や裁判官および検事の身分の保証（第139条）裁判官および検事の職務（第140条）、裁判の公開および判決へ理由の付託（第141条）などがその内容である。裁判官は、任務を独立して遂行すること、また憲法および法律を遵守し、自己の良心に従って判決を下すことが明記されている。

裁判所の独立に関する規定とは、1. 司法権の行使において、裁判所および裁判官に対して命令や指導を行うことはできず、通達の送付、助言および示唆を与えてはならないこと、2. 議会において継続中の裁判について司法権の行使に関する質問、審議、いかなる発表も行ってはならないこと、3. 立法および執行機関ならびに行政は、裁判所の決定に従う義務を負うこと、これらの機関および行政は、裁判所の決定をいかなる方法によっても変更できず、その執行を遅らせてはならないことである。

また、1982年憲法で高等裁判所として規定されている機関には、憲法に関する審理を執

¹⁴ 憲法裁判 HP より Kararlar Bilgi Bankası

<http://www.anayasa.gov.tr/general/kararbilgibank.asp>

¹⁵ 本稿では「1982年憲法」は憲法裁判所のHP掲載のテキストを用いた。2005年10月6日ダウンロード。<http://www.anayasa.gov.tr/ANAYASALAR/ana82.htm>

また憲法の抄訳として、澤江史子「トルコ共和国」『中東基礎資料調査－主要中東諸国の憲法－（下）』日本国際問題研究所 2001年を参照した。

り行う憲法裁判所 *Anayasa Mahkemesi* (第 146 条一)、司法 (通常) 裁判の最終審査機関である最高裁判所 *Yargıtay* (第 154 条)、行政裁判の最終審査機関である行政審査院 *Danıştay* (第 155 条)、軍事裁判所¹⁶の下した決定および判決の最終審査を行う軍事最高裁判所 *Askeri Yargıtay* (第 156 条)、文民官職により実施されたものを含め、軍人に関する紛争、軍務に関する行政手続き、活動の結果生まれる紛争に関して裁定による監督を行う軍事高等行政裁判所 *Askeri Yüksek İdare Mahkemesi* (第 157 条)、裁判の管轄における任務や判決の不整合を調整する調整裁判所 *Uyuşmazlık Mahkemesi* (第 158 条) がある。それに加えて、司法・行政裁判官および検事の認定、任命および配置換え、一時的権限の付与、昇進、昇格、幹部の配属、規律処分の決定、停職の決定などを行う機関である裁判官・検事高等委員会 *Hakimler ve Savcılar Yüksek Kurulu* (第 159 条) と一般予算、補正予算が支給される機関の収支および財産をトルコ大国民議会の名の下に監督する、また責任者の会計および活動に関して最終判断を下し、ならびに法律により規定された調査監督、裁定を行う会計検査院 *Sayıştay* (第 160 条) も司法機関のひとつに数えられている。

第 2 節 裁判官・検事

1. 裁判官・検事の身分

裁判官および検事は行政組織上法務省に帰属することが第 140 条に規定されている。そのため、トルコにおける裁判官は、法務省の入省試験を受け、入省後同時に、人事上裁判官・検事高等委員会(*Hakimler ve Savcılar Yüksek Kurulu*)の管轄下に入る¹⁷。この組織の委員長は法務大臣である。そのためトルコの学界では行政権に対して裁判官の独立性には疑問が投げかけられているとしている¹⁸。また裁判制度の典型的な問題として恒常的な裁判官不足をイルディリムは指摘している。裁判官および検事数を表 1-1 に示す。

¹⁶ 軍人が、軍に関係する罪や軍人に対して、軍の管轄地において、または軍事上の任務に関連して犯した罪に関する裁判を行う、また軍人ではない個人が法律により規定された任務遂行中の軍人や軍管轄地において軍人に対して犯した罪を扱う (憲法第 145 条)。

¹⁷ 裁判官および検事であり、また同時に司法機関の行政職に属する者は、裁判官および検事に関する規定の適用を受ける。

¹⁸ ネヴィス・デレン・イルディリム、勅使河原和彦訳「トルコ法概論」『比較法学』38 巻第 2 号、2005 年、p.246。

表 1－1 裁判官および検事数

	2000 年	2001	2002	2003	2004
裁判官	5731	5839	6084	6600	5825
検事	3072	3167	3089	3202	3173

出所：Turkey's statistical yearbook. 2005

2. 裁判官・検事の職務

裁判官および検事は、司法および行政裁判の裁判官および検事として任務を遂行する。

裁判官および検事は、法律により規定された以外の公的および私的職務に従事することはできない¹⁹。

裁判官および検事は罷免されないこと、希望する場合を除いては憲法に規定されている定年以前、65歳を満了するまで退職させられないこと、裁判所または職務上の地位の廃止を理由として、給与、手当て、およびその他の人事上の権利を奪われないこと²⁰が第139条および140条に規定されている。

第3節 裁判所の種類²¹

トルコの裁判は二審制であり、事件の種類別に複線型裁判所組織を有している²²。

イルディリムは、「トルコの裁判権は憲法裁判、行政裁判、通常裁判に分かれる」²³としている。その区分によると、「通常裁判所は、民事裁判所と刑事裁判所から成り、刑事裁判所には通常刑事裁判所と軍事刑事裁判所とがある。民事裁判所は、区裁判所と地方裁判所からなる通常裁判所と、特別裁判所とに区分される。特別裁判所に属するのが、労働裁判所、登記裁判所、強制執行事件・破産事件の監督官庁、新しいものとしては知的財産保護のための専門裁判所、家庭裁判所、消費者裁判所、海商事裁判所が創設された」²⁴としている。

¹⁹ 例として裁判官および検事、会計検査院を含む高等司法機関の職員は、政党の党員になることはできない。(憲法第68条)

²⁰ 罷免を不可避とする犯罪を理由として有罪が確定した者、健康上の理由から任務を遂行できないことが明白な者、または当該職業に留まることが適当でないと決定された者に関する法律上の例外事項には、本条は適用されない。

²¹ 2004年以前の裁判所には、国家に対する犯罪を取りしめる裁判所であった国家治安裁判所 (Devlet Güvenlik Mahkemesi) も1982年憲法で設立されていたが、同裁判所は2004年の憲法改正により廃止されている。

²² 松谷浩尚「トルコの裁判制度」『政治学事典』弘文堂、2000年、p.814。

²³ ネヴィス・デレン・イルディリム 前掲論文 pp.244-45。

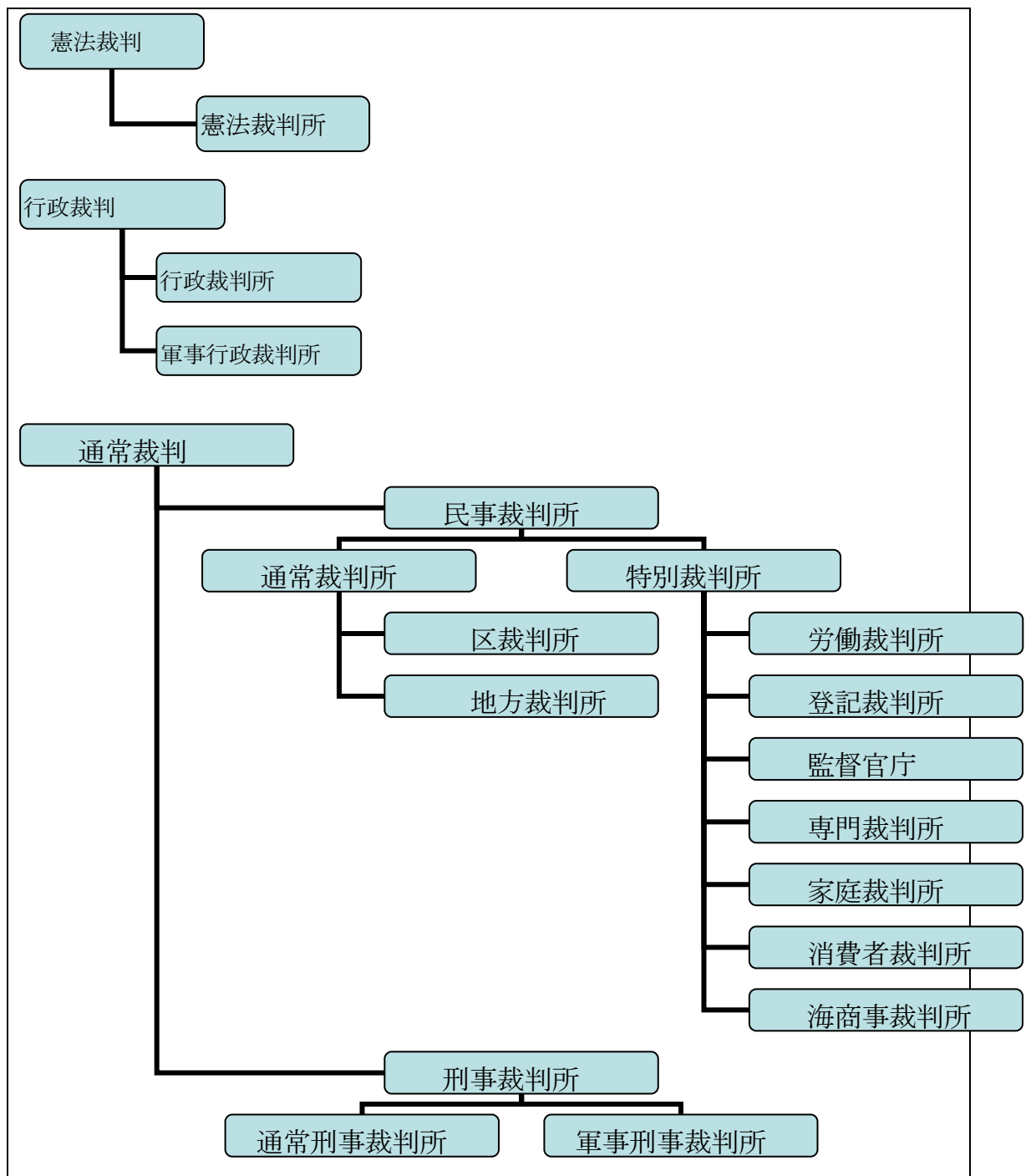
²⁴ 同上

行政裁判権は行政裁判所と軍事行政裁判所で執行され、憲法裁判を行うのは憲法裁判所となっている。

司法（通常）裁判の上告審は、民事、刑事部からなる最高裁判所と軍事最高裁判所であり、行政裁判における上告審は、行政審査院と軍事高等行政裁判所となっている。

図 1－1 にイルディリムの区分をもとに裁判所の構成図を作成した。

図 1－1 トルコの裁判所の種類



以上、第 1 章ではトルコの裁判制度および司法の概要を見てきた。ここから、人事においては裁判官および検事は行政権に対して司法府の独立は完全なものとはいえないが、裁判制度としては立法・行政組織と独立しており、立法や行政組織に影響力や拘束力を持つことが憲法に保障されていることがわかる。

序章でも触れた憲法裁判所を採用している国家の共通点にトルコの例も当てはまること
がわかる。憲法裁判所を採用している国家の共通点にあげられた多元的な法体系・裁判権

の存在に関しては、トルコでは三元的裁判権が存在している。そしてその裁判権のなかでも憲法裁判が通常裁判と行政裁判とは区別、独立していること、憲法裁判所が通常の裁判機関に属していないことがわかる。このことは、序章であげた憲法裁判所採用国家の共通点と一致する。次にこのうちで憲法裁判所の組織、作用、権限がどのようなものであるかを見ていくため、同裁判所について憲法裁判所のホームページおよび憲法の規定を資料に詳しく見ていく。

第2章 憲法裁判所 Anayasa Mahkemesi

第1節 憲法裁判所の歴史

トルコにおける憲法裁判所は、トルコ共和国の歴史でもっとも民主的憲法であるといわれる 1961 年憲法によって初めて規定され²⁵、1962 年 4 月 22 日付け法律により設立された。

同憲法は 1960 年の軍事クーデターに伴う軍政下で制定された。軍事クーデターの理由は、複数政党制以降後 2 度目の総選挙（1950 年）で政権についた民主党が 1950 年代末に独裁化したことにある²⁶。そのため、二院制議会の採用、大統領の独立性と中立的地位の確保とともに議会および内閣の行動を抑制する制度として独立性の高い司法審査を行う憲法裁判所の創設などの新规定が 1961 年憲法の中に規定された。

1971 年のいわゆる「書簡によるクーデター」を契機に 1961 年憲法の改正が行われた。合わせて 44 か条が修正された。修正の結果、大学の自治と言論の自由が憲法から削除され、出版の自由にも制限がつけられ、憲法裁判所の権限も縮小された²⁷。その憲法裁判所の権限の縮小として、違憲立法審査請求資格から小政党が除外され、行政府に認められて

²⁵ 1961 年憲法は、社会正義と基本的人権が強調され、全文 157 条、経過規定 11 条ときわめて詳細に規定され、かつ長文のものとなっている。また基本的人権の尊重、政治的活動（共産主義を除く）の自由、労働者の権利の保護、言論・出版の自由、大学の自治などきわめて民主的な条項を含んでいる。松谷浩尚『現代トルコの政治と外交』勁草書房、1987 年、p.178。

²⁶ 間寧「外圧と民主化：トルコ憲法改正 2001 年」『現代の中東』33 号 2002 年 p.45。

²⁷ 新井政美『トルコ近現代史』みすず書房、2001 年、p.273。

いた合法的措置を司法府が制限することに対して禁止が行われた²⁸。

その後の 1982 年憲法も 1961 年憲法と同様に軍政下で起草された。1980 年軍事クーデターの理由は両極テロなどの政治的混乱を收拾することだったと言われる。軍事政権は 1970 年代末の政治的混乱の原因が 1961 年憲法にあり、それが立法府を分裂させ、行政府機能を低下させ、団体や労働組合などの過度の政治参加を許したことにあると考えたからである。1982 年憲法は、1961 年憲法が保障した権利と自由や権力抑制機能を制限することにより強い中央政府を確立することを狙っており、憲法の枠組みが非常に変更しにくい仕組みになったという²⁹。

憲法裁判所について 1961 年憲法とは異なる点³⁰を持ちつつも、1982 年憲法においても規定がなされている。憲法裁判所の規定は、司法府の章の高等裁判所の中に含まれている。その規定は組織、任務の終了、任務および権限、活動および裁判手続き、無効請求裁判、提訴期間、その他の裁判所における違憲性の主張、憲法裁判所の決定が第 146 条から第 153 条にわたっており、他の高等裁判所の規定よりも憲法裁判所の規定が多くなされ、詳細となっている。

以下、現行憲法³¹における憲法裁判所の規定を詳しくみていくことで現在の同裁判所の組織を明らかにしていきたい。

第 2 節 構成

1. 裁判官

憲法第 146 条によると憲法裁判所は、11 名の正規裁判官および 4 名の予備裁判官で構成される。

裁判官の構成は、最高裁判所は正規裁判官 2 名、予備裁判官 2 名を選任、行政審査院は正規裁判官 2 名、予備裁判官 1 名を、軍事最高裁判所、軍事高等行政裁判所、会計検査院

²⁸ 間 前掲論文 p.45。

²⁹ 同上 p.46。

³⁰ 1961 年憲法による憲法裁判所は第 145 条から 152 条に規定されている。現行の憲法裁判所と異なる点として、裁判官の数（14 名）、選任方法があげられる。1961 年憲法による憲法裁判所の選任方法の中に立法府、トルコ大国民議会からの任命枠もあった。

「1961 年憲法」も憲法裁判所の HP 掲載テキストより。

³¹ 以下特に指定しない限り、憲法と記す。

はそれぞれ正規裁判官 1 名³²を、高等教育委員会は正規裁判官 1 名を³³、大統領は、上級行政官および弁護士の中から正規裁判官 3 名、予備裁判官 1 名³⁴を選任し、以上 15 名の裁判官で構成される。

憲法裁判所の長官、副長官は、秘密投票で成員総数過半数の賛成によって正規裁判官の中から 4 年を任期とし 1 名ずつ選出される。

憲法裁判所の裁判官は、本来の任務以外にいかなる公的または私的任務に従事することもできない。

任務の終了は憲法第 147 条により規定されている。それによると、憲法裁判所の裁判官は 65 歳を満了すると同時に退職する。また、裁判官資格剥奪されるに値する犯罪により有罪が確定した場合や健康上の理由で任務遂行が不可能であることが判明した場合には、憲法裁判所の成員総数の過半数の賛成によって、任務が終了すると規定されている。

2. 活動および裁判手続き

憲法第 149 条によると憲法裁判所の裁判手続きは、裁判長と 10 名の裁判官が一堂に会し、過半数の多数により判決を下す。憲法改正の無効を決定する際には 3 分の 2 の多数が必要とされている。

法律の形式の不備によって請求された無効請求裁判は、憲法裁判所において優先的に審査され、判決が下される。

3. 裁判官成員³⁵ (2006 年 12 月現在)

ここでは 2006 年 12 月現在の憲法裁判所裁判官の顔ぶれについて見てみる。

・憲法裁判所長官：トゥライ・トゥージュ H.Tülay Tuğcu

アンカラ大学法学部卒業。1965 年卒業後自由弁護士活動を行い、1969 年行政審査院試験に合格し、行政審査院補佐として任務にあたる。一般行政機構 (TODAIE) を修了した。

³² 各組織の総会が総会の過半数の賛成によりそれぞれの長、成員の中から選出した 3 名の候補者 3 名の中から正規裁判官を各 1 名ずつとの規定がある。

³³ 高等教育委員会がその構成委員でない高等教育機関の教員の中から指名する候補者 3 名の中から正規裁判官が 1 名。

³⁴ 任命されるためには満 40 歳以上かつ高等教育を修了したか、教育機関で少なくとも 15 年間の教員経験を有するか、少なくとも 15 年間の公職従事の実験、または少なくとも 15 年間の弁護士経験を有することが条件となっている。

³⁵ 憲法裁判所 HP より

1982 年 1992 年まで行政審査院第一法廷先任調査裁判官職、1992 年以降行政審査院裁判官選出その後 1999 年憲法裁判所裁判官に選出された。2004 年 1 月調整裁判所長官、その後 2005 年 7 月より憲法裁判所長官に就任。

・ 副長官：ハシム・クルチ Haşim Kılıç

会計検査院成員として 1985 年から 5 年間、その後 1990 年に憲法裁判所の裁判官に選出された。1999 年に憲法裁判所副長官に選出され、2003 年にも再び憲法裁判所副長官に選出され、就任。

・ 裁判官：サジット・アダル Sacit Adalı

フルヤ・カンタルジュオール Fulya Kantarcıoğlu

アフメット・アクヤルチュン Ahmet Akyalçın

メフメット・エルテン Mehmet Erten

ムスタファ・ユルドウルム Mustafa Yıldırım

ジャフェル・シャット Cafer Şat

アブドゥッラー・ネジミ・オズレル Abdullah Necmi Özler

アリ・ギュゼル Ali Güzel

フェッター・オト Fettah Oto

セルダル・オズギュルドウル Serdar Özgüldür

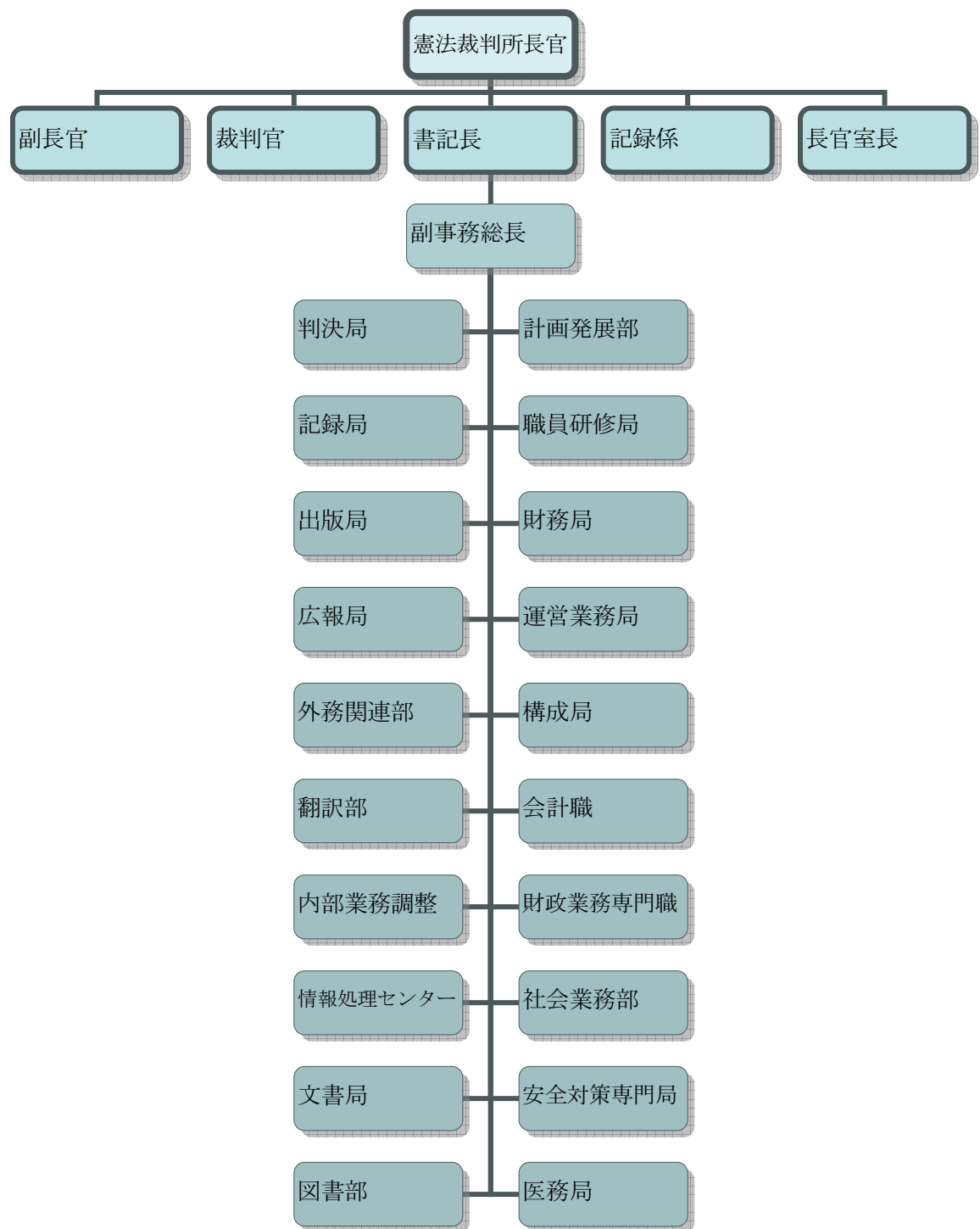
シェヴケット・アパラック Şevket Aparak

セルー・カレリ Serruh Kaleri

オスマン・アリフェヤズ・パクスット Osman Alifeyyaz Paksüt

4. 組織図

図 1－2



出所：憲法裁判所 HP 組織図より

以上、憲法裁判所の概要を見てきた。次節では、憲法裁判所がどのような任務権限が与えられているか、どのような役割を果たしているかについてみていく。

憲法裁判所は法律が憲法に適合しているかという司法的監督における“特別な裁判所”の制度を担っている³⁶。同裁判所が行う任務を本節で見ていくことにより国家機関としての同裁判所の位置づけを明らかにしたい。

憲法裁判所の任務は、主として法律の違憲審査制度（無効請求裁判と異議申し立て）が挙げられ、それに加えて弾劾裁判、政党の解党裁判、政党の財政監督などが憲法には規定されている。

第3節 憲法裁判所の任務、権限

1. 法律の違憲審査制度

①無効請求裁判（İptal Davası）＝抽象的規範統制³⁷

オズブドゥンは抽象的規範統制である「無効請求裁判」は、憲法で規定されている諸機関が、憲法裁判所で法律に対して訴訟を開くことによって実施される統制だとしている³⁸。

無効請求裁判とは、法律、法律と同等の効力を有する政令、トルコ大国民議会の内部規定、これらの特定の条項および規定が、その形式および原則の観点から違憲だとして憲法裁判所に無効を要求し、提訴することである。この提訴権限は憲法第150条により、大統領、政権与党³⁹、最大野党、トルコ大国民議会議員の総数の5分の1以上の議員によって行使される。ただし、非常事態宣言、戒厳令および戦争状態で発布された法律と同等の効力を有する政令に関して、形式および原則の観点から違憲であるとして、憲法裁判所に提訴することはできない。

形式の観点からの審査は、法律に関しては最終採決が所定の必要数を獲得したか否か、憲法改正に関しては、提案や採決における所定の多数票を獲得したか否か、ならびに性急

³⁶ Ergun Özbudun 1989 *Türk Anayasa Hukuku* Ankara.Yetkin Yayınları. 2.baskı p.361.

³⁷規範統制訴訟のひとつである。抽象的規範統制とは、直接、一般的、抽象的に法力の効力を審査対象とすること。規範統制訴訟とは、法律、政令などの一般的な規範の違法性の審査を行う訴訟のこと。「規範統制訴訟」の項『法律用語辞典』有斐閣、p.237。

³⁸ Özbudun,op.cit., p.382.

³⁹ 政権を1つ以上の政党が担っている場合、政権党による提訴権利は連立を構成する政党の中でもっとも多く議席を有する政党のものとなる。

な審理をしないという条件を満たしたかに限定される。大統領と国会議員の 5 分の 1 の賛成により請求可能であり、法律の公布より 10 日経過後は形式の不備を理由として無効請求裁判を開く申し立てや異議申し立てはできない（第 150 条）。

この無効請求の提訴期間は憲法第 151 条により、無効を請求されている法律、法律と同等の効力を有する政令、または内部規定が官報に記された日より 60 日以内とされている。

②免責特権剥奪に関する無効請求裁判

立法上の免責特権の剥奪または議員資格の喪失に関して議会本会議で決定が下された日より 7 日以内に該当議員またはその他の議員 1 名は、決定は憲法、法律、または議会内部規定に反しているとの理由で、決定の無効を求めて憲法裁判所に提訴できる。憲法裁判所は、免責特権剥奪の無効請求について 15 日以内に最終決定を下すことが規定されている（憲法第 85 条）。

③異議申し立て（İttiraz Davası）＝具体的規範統制⁴⁰

異議申し立ては、憲法第 152 条に規定されており、通常裁判所からの移送⁴¹という手続きによる通常裁判所における違憲性の主張の手段である。

第 152 条によると、審理中の裁判所は、適用する法律または法律と同等の効力を有する政令が憲法に違反していると考えられる場合、または訴訟当事者の一方が提起する違憲性の主張が重大であると判断した場合、憲法裁判所がこの法律に関して決定を下すまで裁判を延期することが定められている。憲法裁判所は、提訴の日より起算して 5 ヶ月以内に判決を下し、公表する。

提訴の否決を決定した場合には、官報の掲載日より起算して 10 年を経過しない限り、同一の法律の規定を違憲であるとして再度提訴することはできない。

⁴⁰ 具体的規範統制とは、具体的な権利義務に関する事件の審判に付随してこれに適用する法令の違法性を審査すること。「規範統制訴訟」の項『法律用語辞典』p.237。

⁴¹ 移送とは、訴訟または行政の手続きにおいて事件の処理をある官庁（裁判所）から他の官庁（裁判所）に移すこと。「移送」の項、広辞苑

表 2－1 違憲審査制度の対象となるもの

対象		例外
法律 (Kanunlar)	○形式、原則の観点から	・ 改 革 法 * (İnkılap Kanunları) ・ 暫定条項 15 条の規定**
法律と同等の効力を有する政令 (Kanun Hükümünde Kararname)	○形式、原則の観点から	・ 暫定条項第 15 条の規定 ・ 非常事態、戒厳令、戦争状態での政令発布
トルコ大国民議会内部規定 ⁴² (Türkiye Büyük Millet Meclisi İçtüzüğü)	○形式、原則の観点から	
憲 法 改 正 (Anayasa Değişikleri)	△形式のみ	
国際条約*** (Milletlerarası Andlaşmalar)	× 憲法第 90 条第 5 項の規定適用 ⁴³	
議 会 決 定 (Parlamento Kararları)	×	・ トルコ大国民議会内部規定 ・ 立法上の免責特権の剥奪または議員資格の喪失に関する決定

* 改革法の保護 (第 174 条)

憲法のどの規定も、トルコ社会を現代文明の水準に引き上げ、トルコ共和国の世俗主義の性質を保持する目的を促進し、憲法が国民投票により承認された時点で施行中である以下の改革法の規定が、憲法に反するものとして理解、解釈されてはならない。

1. 教育統一法、2. 西洋帽着用に関する法律、3. スーフィーの修道場および霊廟の閉鎖、ならびに霊廟の管理者および一連の称号の廃止および禁止に関する法律、4. トル

⁴² 法律ではないが、特殊な政治的重要性を帯びているため憲法裁判所の監督権限に入る。

⁴³ 憲法に反しているという理由で憲法裁判所に提訴することはできない。

コ民法により承認された結婚の儀を結婚担当上級公務員の面前で行うことに関する民事婚の原則、および同法 110 条の規定、5. 国際数字の採用に関する法律、6. トルコ文字の採用および適用に関する法律、7. エフエンディ、ベイ、パシャなどの呼び名および称号の廃止に関する法律、8. 特定の服装の着用禁止に関する法律。

****暫定条項第 15 条の規定：**国家安全保障評議会やこの統治期間中に結成される政府、諮問議会は、いかなる決定および政策に関しても、刑罰、財政および法律上の責務を問われず、この件に関していかなる司法当局にも提訴されない。またこの期間内に発布される法律、法律と同等の効力を有する政令、決定および政策に対して違憲性を主張することはできない。

*****正当な手続きにより発効した国際条約は、法律と同等の効力を有する。憲法に反しているという理由で憲法裁判所に提訴することはできない。**

2. 違憲審査制度以外の権限

(1) 弾劾裁判 (Yüce Divan)

第 148 条には、大統領、閣僚、ならびに、憲法裁判所、最高裁判所、行政審査院、軍事最高裁判所、および軍事高等行政裁判所の長および裁判官、各最高検事、共和国最高検事補、裁判官・検事高等委員会および会計検査院の長および成員に対し、任務に関連する犯罪を理由として、弾劾裁判の名の下に裁判を行うことが規定されている。弾劾裁判においては、共和国最高検事または共和国最高検事補が検事を務めることが規定されている。また弾劾裁判の決定は最終的である。

(2) 政党解散裁判

憲法第 69 条第 4 項に規定されており、最高裁判所共和国最高検事が提訴する裁判が憲法裁判所によって行われ、その決定が下されることが明記されている。

1962 年以降、憲法裁判所で開かれた政党解党裁判は 46 件に上り、6 件が審理中であり、

24 件で解党の決定が下されている⁴⁴。

（３）政党財政監督

憲法第 69 条第 3 項には、政党の資金獲得、収入および支出に関する憲法裁判所による適法性の審査、この件に関する監査の方法、および違法と判断された場合の処罰が規定される。憲法裁判所は、会計検査院の支援のもとに、この監査任務を遂行する。憲法裁判所がこの監査活動の結果下した判断は絶対であることが規定されている。

（４）調整裁判所長官の兼任

調整裁判所の組織、成員の資格および選抜、機能は、法律によって規定される。この裁判所の所長は憲法裁判所が自らの成員の中から派遣する成員により兼任される。（第 158 条第 2 項）

第 4 節 憲法裁判所の決定と効力

憲法第 153 条によれば、憲法裁判所の決定は最終的であり、無効判決は理由付きで官報に掲載され、官報掲載の日をもって提訴された法律等は無効となる。憲法裁判所の判決は直ちに官報に掲載され、立法、行政、司法機関、行政官職、ならびに個人および法人に対して拘束力を有している。

法律、法律と同等の効力を有する政令、トルコ大国民議会の内部規定、それらの中の特定の規定を無効とする場合、立法者のように、新たな適用への道を開く形で規定を制定することはできない。

第158条によると他の裁判所と憲法裁判所の間の任務の不整合に関しては、憲法裁判所の決定が優越するとされている。

本章で見てきたように、憲法裁判所の組織、作用、権限は憲法によって定められている、国家機関からは独立していること、違憲審査制度の役割を憲法裁判所が担っていること、つまり憲法訴訟を審理すること、第 4 節で述べた憲法裁判所の決定と効力が拘束力を持っていること、すなわち違憲判決が効力を持つことや規定を無効にした際に法律の制定の権

⁴⁴ 憲法裁判所 HP より

限が認められていないことは、真正の裁判所であるということを示している。大統領が上級行政官や弁護士を選出することが定められていること、つまり政治機関が非職業的裁判官を任命している。序章で触れた各国の憲法裁判所の特徴はトルコの憲法裁判所にも当てはまっている。

以上、憲法の規定を通しトルコの憲法裁判所の内容を見てきたが、その特徴としては、政党解散裁判の権限があること、また改革法の保護に関する条項を違憲とできないこと、暫定条項を違憲とできないことが定められていることがあげられる。

政党解散権限をドイツの連邦憲法裁判所も有しており、今まで 2 件の判決が下され解散させられている⁴⁵。ドイツの場合と比べて、トルコの場合では先ほど触れたように政党解散裁判の件数が多いこと⁴⁶、解散との判決が下されている点でその特徴としてあげられる。

第 3 章 無効請求裁判からみる憲法裁判所の決定プロセス

本章および次章では第 2 章でみてきた憲法裁判所の権限・任務の違憲審査制度のひとつである無効請求裁判について扱う。違憲審査制度は、憲法裁判所が設立された際の要求であった立法や内閣の行動を抑制する手段である。そのため、実際に違憲審査制度が機能していることがまず憲法裁判所の役割を果たしているということができよう。また、もうひとつの違憲審査制度である異議申し立てについては、他の裁判所が訴訟を検討していて、適用する法律に違憲性がみられると判断した際にその法律を憲法裁判所に移送するという司法に限定された違憲審査制度である。しかし、もう一方の無効請求裁判は、大統領および政権与党、国会議員の 5 分の 1 や議会における最大野党が裁判を請求できるため、立法府や行政府が司法判断を仰ぐこととなっている。この無効請求裁判を扱うことでトルコの政治の一面が見られるのではないかと考えたため、本稿では無効請求裁判を扱っている。

⁴⁵ ルイ・ファヴォルー 前掲書 pp.60-1。

⁴⁶ トルコの政党解散件数の多さはライクリッキなどの重要な憲法原則を防衛するためと小泉は論じている。小泉前掲書 pp.58-9。

本章ではまず無効請求裁判の判決文をもとにひとつの事例を取り上げ、同裁判手続きを見ていくことで憲法裁判所の決定プロセスを見ていく。

1、事例

今回無効請求裁判の事例として取り上げるのは、大統領とトルコ大国民議会の議員が共同で起こした 2006/51 号の訴訟である。訴訟内容は、

15 の新設大学の学長の選出と任命に関する規定に対し、無効請求裁判をセゼル大統領と国会議員が起こした。今回無効が請求されたのは、2006 年 3 月 1 日付、5467 号法「高等教育機構組織法、高等教育法、公共財政運営および管理法、無線法と 78 号および 190 号法的効力を有する政令の改正実施に関する法」⁴⁷の暫定条項第 1 条である。暫定条項第 1 条の内容は、「同法により設立された大学の初代学長は創立当初 2 年間に限っては、教育相と首相が選出する 3 名のうちから大統領によって任命される」とある。この条項が憲法第 2 条、11 条、123 条、130 条、131 条に反しているとのことで訴訟が起こされた。結果として、憲法の第 130 条および 131 条に反しているとして無効の決定が 2 名の反対票、賛成多数によって決定が下された。

2、無効請求裁判のプロセス

無効請求裁判の判決文には、官報掲載日、掲載号が明記され、そして裁判の番号および決定番号、判決日、そして無効請求裁判要求者、無効請求の件が順に記されている。

そして裁判のプロセスとしては、Ⅰ．要求内容とその証拠、Ⅱ．該当する法律、Ⅲ．予備審査、Ⅳ．審議、Ⅴ．執行停止要求、Ⅵ．結論となっている。判決文の最後に本裁判に立ちあつた憲法裁判所長官と副長官、裁判官の名が記される。

Ⅲ．にあたる予備審査は、2949 号法憲法裁判所内部規定⁴⁸の第 8 条の適用に従っている。その条項は以下のとおりである。

無効請求裁判に関する申し立てによる補足や各裁判所から異議申し立て、移送される任務は、長官が委任した書記官によって検討される。

⁴⁷ 以下 5467 号法と記す。

⁴⁸ 憲法裁判所HP より。

訴訟申し立ては、1983 年 11 月 10 日付、2949 号法の第 27 条第 2 項と第 3 項に示されることが含まれているか否か、申告日以降 5 日以内に関連する書記官によって作成される報告書によって長官に報告される。

この報告書において、申し立ては、憲法裁判所の任務に当たるものか否か、無効請求裁判を開く権限がある人によっているか、法的手順内に与えられているか否かについて示される。

憲法裁判所によって行われた検討において不備があると見られたなら、基本要件審査まで通過されずに、無効請求裁判に関する任務に不備を埋めることは裁判所の権限にないことを決定し協議拒否の結果が下される。

書記官は、検討したことに関連する予備審査会合における事前にまたそれに応じた必要な声明を行う。

この第 8 条が満たされており、本裁判では次の段階の審議が行われることとなった。本件の裁判プロセスを詳しく見ていく。

3、本件の裁判プロセス

I. 無効および執行停止要求の証拠

本件で無効が要求されている 5467 号の暫定条項第 1 条を示し、この条項が憲法に反している証拠をあげている。本件で憲法に反していると考えられたのは、憲法第 2 条、11 条、123 条、130 条、131 条であり、これらの条項が無効を要求されている条項とどのように反しているかを明記している。まず第 130 条を持ち出し、学長選出は大統領の任務であることを確認し、また学長候補者がどのように提案されるかに関しては規定がないことに触れている。130 条に述べられている大学の任務や機能を説明し、学問的自治や高等教育組織が政治的に自由であることの必要性に触れ、また第 2 条の法治国家の原則を説明し、131 条の高等教育審議会の設立目的や権限を持ち出し、学長候補を明示し提案する権限は高等教育審議会に付託されているとして、本件で無効が要求されている条項が憲法に反していることを説明している。

また、大学が公益事業地方分権の単位であることから、第 123 条の地方分権の原則と本件の法が反していることを説明し、憲法の優越性を示した第 11 条に本件の法律が反して

いることを説明している。

裁判の最初に無効を要求するとともに執行停止要求も行っている理由を示している。

Ⅱ．無効要求されている法律の条文と反すると考えられる憲法の条項

無効を要求されている法律の条項を明示している。本件では 5467 号法の暫定条項第 1 条「同法により設立された大学の初代学長は創立当初 2 年間に限っては、教育相と首相が選出する 3 名のうちから大統領によって任命される」である。

また、無効請求の根拠となる憲法の規則についてもここで確認している。

Ⅲ．予備審査

今裁判が憲法裁判所の任務にあたることや文書に不備がないことが確認され、審議が行われることがここで決定された。

Ⅳ．基本要件審査

基本要件審査では、まず訴訟申し立ての内容、憲法に反する根拠や無効が要求されている条項を確認している。続いて本裁判における主要な憲法の条項、本裁判では第 130 条および第 131 条について検討がなされた。その検討で件の規則が第 130 条および第 131 条に反していることが示されている。その主張をまとめると、第 130 条に依拠し、大学の自治、大学運営が政治権力の主観的な選択からできる限り影響されないよう構成される必要があること、そして大学学長選出、任命が大統領の権限にあるが、大学学長の要件については立法府に委ねられていることが示された。また憲法第 131 条に依拠し高等教育審議会は憲法に規定されている組織であり、学問的自治や高等教育の充実が高等教育審議会の設立目的であることを明示し、高等教育審議会の権限が軽視されてはならないこと、学長選出は審議会の権限に認められることを検討した。その結果、本件の暫定条項第 1 条が憲法の条項に反していることが明らかとされた。そのため、訴訟申し立ての根拠の中で触れられた憲法の条項（本裁判では第 123 条、第 2 条、第 11 条）についてはその検討の必要性がないとされ論議されていない。

しかし、本裁判では 2 名の反対票があった。一人は、高等教育審議会が学長選出に関与することは 2547 号法高等教育法の適応であり、立法の承認権限に基づくものであるため、憲法に基づく義務でないとして反対を述べている。もう一人は、暫定条項第 1 条の教育相

と首相が提案する学長候補者は高等教育審議会がふさわしいと考えた職業にある人物であることや教育相や首相による選出は国民の支持を得ていることに基づいているため暫定条項第 1 条を無効にすることはふさわしくないとしている。

また、本裁判では第 130 条と 131 条に反していると考えられたため、他の条項については検討がされなかったが憲法の第 2 条の法治国家の原則を持ち出す追加理由を含めて賛成する裁判官の見解もあった。

V. 執行停止要求

本裁判では執行停止要求も出されていたため、その要求について検討がなされ、その結果、執行停止も認められた。

VI. 結論

最期に本裁判の決定が改めて確認され、5467 号法の暫定条項第 1 条が憲法に反していることおよび無効の決定および官報に掲載されるまで執行停止の決定が下された。

この裁判の結果は 2006 年 5 月 4 日に決定され、2006 年 8 月 12 日付けの 26257 号の官報に掲載され、5467 号法の暫定条項第 1 条が無効となった。

ここではひとつの事例を取り上げ、無効請求裁判の手順を追ってきた。ではこうした裁判がどの程度開かれているのか、どのような結果が下されているのか、また件数や結果は近年変化してきているのだろうか。次章では無効請求裁判を統計的に扱い、その傾向を見ていきたい。それによって同裁判がどのような特徴を持っているのか検討していく。

第 4 章 無効請求裁判からみる憲法裁判所と政治

前章では、ひとつの無効請求裁判を取り上げ、そのプロセスを検証した。しかし、とり上げた事例が、一般的な事例であったのだろうか。それを検証するため、本章では、憲法

裁判所ホームページに掲載されている 1990 年以降⁴⁹の無効請求裁判の判決文をとり上げる。無効請求裁判を件数、結果、請求者別に統計的に整理し、分析を試みてみたい。統計的な分析から、1990 年代以降の無効請求裁判全体の動向を知ることがその目的である。また、無効請求者が大統領による無効請求裁判について、特に注目して分析する。大統領による無効請求裁判は、後述するように、近年の無効請求裁判の特徴としてあげられるためである。

1、年別の無効請求裁判件数と無効請求裁判の結果

無効請求裁判の判決文の結果を取り出し、(a) 無効、(b) 一部無効、(c) 否決に分類し、表 4－1 および図 4－1 にまとめた。同裁判ではひとつの法律が憲法に反しているとして法律全体を無効請求することもできるが、ある条項やある項だけを無効請求することが可能である。また同裁判では、法律の複数の条項または複数の項が憲法の条項に反しているとして無効請求することが可能である。そのため、今回無効は要求されたものがすべて無効となったものは (a) 無効、要求されたものの一部が無効となったものは (b) 一部無効、要求がすべて否決されたものは (c) 否決のなかに数え入れた。

表 4－1 年別の無効請求裁判件数とその結果

	無効 (a)	一部無効 (b)	(a+b)	否決 (c)	無効請求裁判件数 (a + b + c)
1990 年	1	8	9	4	13
1991 年	1	6	7	0	7
1992 年	0	1	1	4	5
1993 年	19	1	20	0	20
1994 年	7	5	12	1(39)*	13
1995 年	2	8	10	1	11

⁴⁹ 間は“Constitutional Review and the Parliamentary Opposition in Turkey”の中で無効請求裁判のデータを、1964 年から 1993 年について扱っている。中でも 1984-92 のデータを分析し詳細に論じている。
また、本稿での 2006 年分のデータに関しては 11 月までに判決文が掲載されたものに限定している。

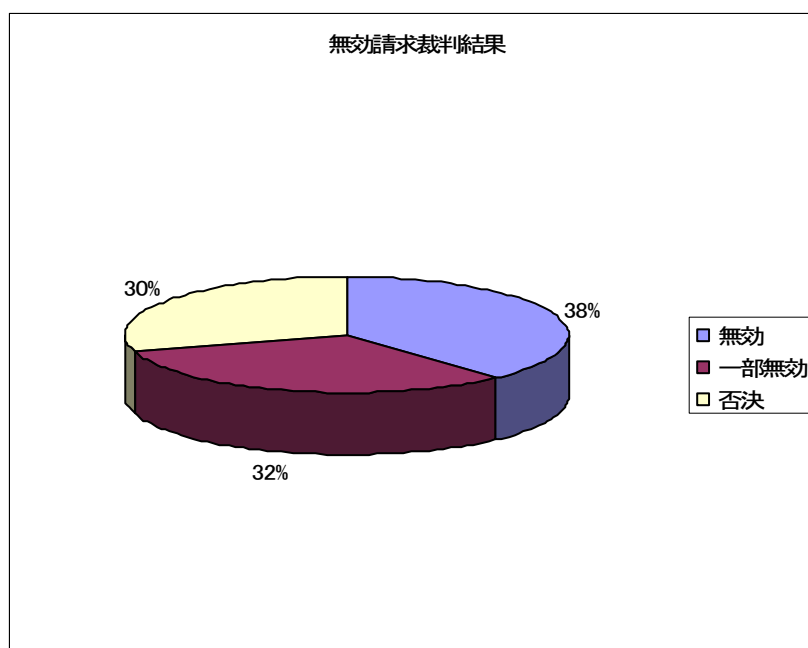
1996 年	3	9	12	4	16
1997 年	0	1	1	3(2)*	4
1998 年	0	1	1	1(1)*	2
1999 年	2	1	3	4	7
2000 年	20	2	22	7	29
2001 年	6	6	12	12	24
2002 年	1	4	5	4	9
2003 年	6	5	11	3	14
2004 年	2	2	4	7	11
2005 年	4	1	5	2	7
2006 年	1	1	2	0	2
計	75	62	137	58	194
平均	4.69	3.88	8.56	3.63	12.13

* () 内の数字は議員の免責特権剥奪に関する無効請求裁判の数字である。

本稿では議員の免責特権剥奪に関する無効請求裁判はこの件数の中には含めなかった。その理由はこの無効請求裁判請求者が該当議員とその他の 1 名の議員に限定されるため、一般的な違憲審査制度のひとつの無効請求裁判とは異なる要素を含んでいると考えたため本稿のデータの中に含めなかった。

1990 年から 2006 年 11 月現在までの判決の結果をまとめてみると、無効請求裁判件数は最小で 2 件（1998 年）、最大で 29 件（2000 年）と、年によって開きはあるものの、平均すると 1 年におよそ 12 件が開かれている。また同裁判の結果の割合は、無効が約 38%、一部無効が約 32%、否決が約 30%となっている。実に一部無効を含めた無効決定の割合は 7 割にものぼっていることがわかる。

図 4－1 年別の無効請求裁判の結果（1990 年から 2006 年）



2、無効請求裁判請求者別件数の結果

無効請求裁判請求権は、政権与党、議会における最大野党、トルコ大国民議会議員の総数の 5 分の 1 以上の議員、大統領が有している。各判決文に記されている無効請求裁判要求者を分類し年別の変化を、表 4－2 および図 4－2、4－3 にまとめた。

無効請求裁判請求者については、ひとつの裁判で合同請求（例として大統領と国会議員の合同請求）も可能である。このケースは両方にカウント（上記した例の場合、大統領国会議員の分類に 1 つずつカウント）したため、無効請求裁判件数が一致しない部分がある。

表 4－2 無効請求裁判請求者別件数

	(A) 政権与党	(B) 国会議員	(C) 野党	(D) 大統領	計	無効請求 裁判件数
1990 年	0	0	13	0	13	13
1991 年	0	0	7	0	7	7

1992 年	0	1	2	2	5	5
1993 年	0	1	19	0	20	20
1994 年	0	4	9	0	13	13
1995 年	0	3	7	1	11	11
1996 年	0	9	5	2	16	16
1997 年	0	2	1	1	4	4
1998 年	0	1	1	0	2	2
1999 年	0	3	4	0	7	7
2000 年	0	0	29	0	29	29
2001 年	0	4	19	2	25	24*
2002 年	0	3	3	3	9	9
2003 年	0	5	7	2	14	14
2004 年	0	9	1	1	11	11
2005 年	0	5	1	1	7	7
2006 年	0	2	0	1	3	2*
計	0	52	128	16	196	194*
平均	0	3.25	8	1	12.25	12.13

* 合同請求によるため合計と無効請求裁判件数の不一致

請求者別に無効請求裁判を概観すると、最も多くこの提訴権限を行使しているのは約 65%となっている野党である。次いで国会議員の 5 分の 1 による請求が約 27%、大統領が約 8%となっている。政権与党が提訴した無効請求裁判は開かれていないこともわかる。

図 4－2 無効請求裁判請求者別件数

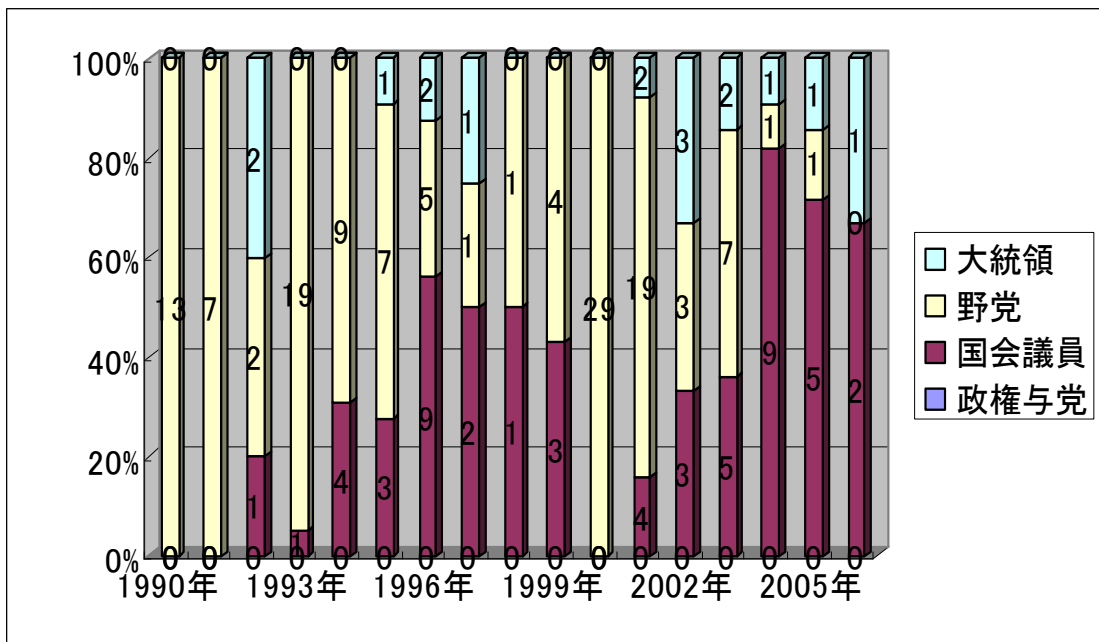
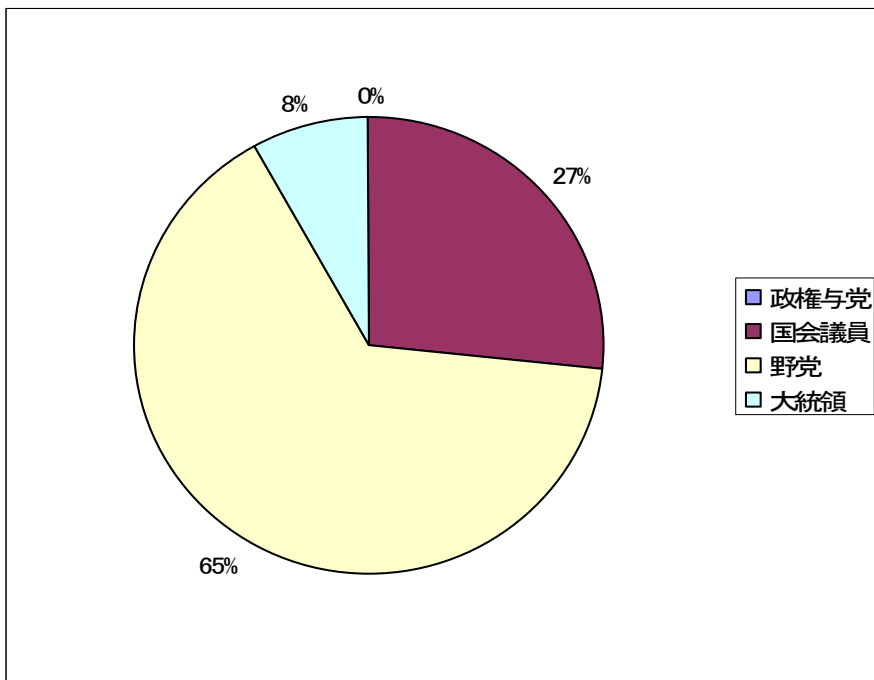


図 4 - 3 ②無効請求裁判請求者の割合（1990 年から 2006 年）



3、無効請求裁判請求者別にみる同裁判結果

1 および 2 の結果をひとつの表にまとめ、裁判請求者別ごとに裁判結果を割り当て、表の 4-3 にまとめた。また一部無効も含めた請求者別無効の割合を求め、表に記載した。

表 4-3 無効請求裁判請求者別にみる同裁判結果

2006- 1990	(a) 無効	(b) 一部無効	(a+b)	(c) 否決	(d)計	(a+b)／(d) × 100
大統領	8	3	11	5	16	68.75%
野党	57	37	94	34	128	73.44%
国会議員	11	22	33	18	51	64.71%
政権与党	0	0	0	0	0	0

請求者別の裁判結果については野党の請求は（一部無効も含め）およそ 73%が無効、大統領の請求は約 69%、国会議員の請求が約 65%となっており、大きな差は見られない。

4、歴代大統領による無効請求裁判 1962 年-2006 年 11 月

憲法裁判所が設立された 1962 年以降、大統領によって請求された無効請求裁判の件数を憲法裁判所の統計、「大統領による無効請求裁判一覧」⁵⁰より表 4-4 にまとめた。

表 4-4 歴代大統領による無効請求裁判件数と任期

大統領	件数	任期
コルテュルク	6	1973-1980
エヴレン	6	1982-1989
オザル	2	1989-1993
デミレル	4	1993-2000

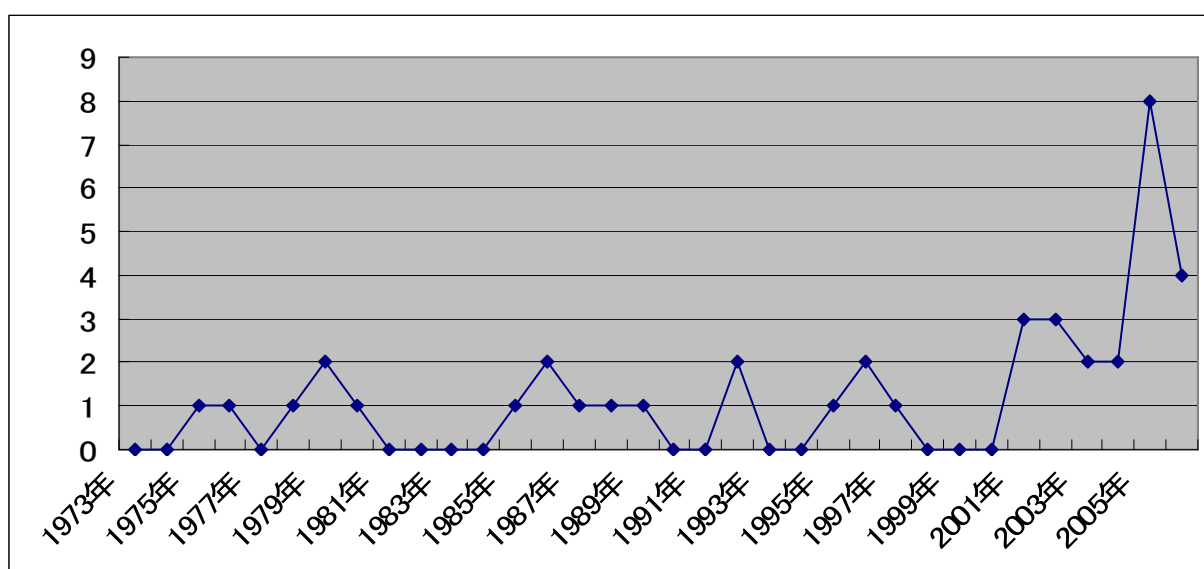
⁵⁰ http://www.anayasa.gov.tr/images/loaded/pdf_dosyalari/cumhurbaskanlarinca.doc
2006 年 12 月 11 日ダウンロード

セゼル**	22	2000-2007
計	40	

**セゼル大統領のデータは 2006 年 11 月 7 日現在までのものである。また件数には審理中のものも含まれている。

歴代大統領による無効請求裁判請求件数は、7 年間の任期中に平均 4.5 件に対し、現セゼル大統領は任期を満了していないが、2006 年 11 月の時点で審理中のものを含むが、22 件と歴代大統領と比較しておよそ 5 倍となっている。いかに現大統領がこの権限を行使しているかがわかる結果となっている。

図 4-4 年別に見る歴代大統領の無効請求裁判件数



以上、1990 年以降の無効請求裁判の判決文および歴代大統領の無効請求裁判から、裁判結果、請求者、請求者別に見る無効請求裁判の結果、そして歴代大統領の請求の推移について見てきた。それらの結果から、立法や行政の監督として行われている無効請求裁判が機能していることがわかる。そして無効を請求された法律のうち 7 割が無効との判決を受けていることが明らかとなり、特徴にあげることができるだろう。

野党が無効請求裁判の請求権限をもっとも行使していることもトルコにおける違憲審査制度の特徴にあげることができるだろう。野党にとっての無効請求裁判は政府の法案を否

決する場ともなりえている⁵¹。

また歴代大統領と比較すると現大統領のセゼルは、無効請求裁判請求件数が多いことがわかる。これは近年の変化として上げられるだろう。それでは、大統領がどのような権限と目的のもとに、無効請求裁判の請求者となっているのだろうか。次に大統領の無効請求裁判に焦点を絞って見てみたい。

大統領の無効請求裁判について検討する前に、大統領の権限について見ておこう。

大統領の権限として、今まで本章で見てきた無効請求裁判の請求権限のほかにも立法に関する任務や権限が認められている。それらは法律の公布や法案の再審議を求めて法案の差し戻しである（憲法第 104 条）。大統領は議会の可決法案に対し、再審議を求めて議会に法案を差し戻すことが認められている。大統領が法案の差し戻しを行ったが、議会がその法律に修正を行わなかった際には大統領は署名する道しか残されておらず、法案は成立する。しかしその後、この法律が憲法に反しているとして、大統領は無効請求裁判を請求することが可能となっている。そのため、大統領は議会が成立させた法案を 2 度否定する機会、すなわち、法案の差し戻しと無効請求裁判という 2 つの手段があるということになる⁵²。

では、大統領の任期毎に無効請求裁判の結果を比較してみよう。

5、大統領の任期毎に見る無効請求裁判

では、現大統領のセゼルと前大統領のデミレルについて大統領の無効請求裁判について検討してみたい。その方法として、大統領の任期毎、デミレル 1993 年から 2000 年を表 4-5 に、セゼル 2000 年から 2007 年⁵³を表 4-6 に、それぞれ 3、で行った無効請求裁判請求者別にみる同裁判結果を示した。

⁵¹ 他国の憲法裁判所の合憲性統制手段の請求権限と比較すると、トルコの場合は国会議員および野党が他国より請求をしやすくなっている。オーストリア、ドイツでは野党には権限が認められておらず、国会議員の 3 分の 1 の要求が必要とされている。ルイ・ファヴォルー 前掲書 pp.43-44 および pp.64-5。

⁵² この方法を使った最近の例として、「対テロ法 *Terörle Mücadele Yasası*」がある。

「セゼル、承認し、提訴に」2006 年 7 月 18 日付ミッリエト紙

<http://www.milliyet.com.tr/2006/07/18/siyaset/siy03.html>

2006/121 号裁判となっているがまだその結果は出ていない。

⁵³ 先ほどと同様に 2006 年 11 月までのデータとなる。

表 4-5,表 4-6 大統領任期ごとの区分における請求者別の裁判結果

表 4-5 デミレル大統領

1993— 2000 (任期)	(a) 無効	(b) 一部無効	(a+b)	(c) 否決	計	(a+b)／ (d) × 100
大統領	1	1	2	2	4	50.00%
野党	28	10	38	8	46	82.61%
国会議員	4	14	18	5	23	78.26%
政権与党	0	0	0	0	0	0

表 4-6 セゼル大統領

2000— 2007 (任期)	(a) 無効	(b) 一部無効	(a+b)	(c) 否決	(d)計	(a+b)／ (d) × 100
大統領	7	1	8	2	10	80.00%
野党	27	13	40	20	60	66.67%
国会議員	7	8	15	12	27	55.56%
政権与党	0	0	0	0	0	0

大統領の任期毎に 3、無効請求裁判請求者別にみる同裁判結果を行ってみると、先ほどの 3、の結果と大きく異なることがわかる。先に示した 3、の結果では、無効請求裁判請求者別にみても同裁判の結果にはあまり差が見られなかった。しかし、大統領の任期別に行うと、前大統領デミレル時には野党が起こした裁判では約 8 割が一部無効も含むが無効となっており、大統領が起こした裁判では 5 割となっている。セゼル大統領の同裁判の請求件数は 10 件であり、デミレル大統領の 4 件と 2 倍以上である⁵⁴。一方、現大統領セゼル

⁵⁴セゼル大統領は、歴代大統領と比較して、無効請求裁判を多く開いているだけでなく、法案の差し戻し権限も多く行使している。法案差し戻しの権限を現内閣の公正発展党になってから 1 年 8 ヶ月の間に 21 の法案を差し戻している。その前のエジェビット内閣の 2 年 6 ヶ月間の 9 つと比べても、歴代の大統領と比べても非常に多い。澤江前掲書 p.248。また、シャーヒンによると、スナイ大統領 (1966 年より 7 年間で 18)、コルテュルク (1973 年より 7 年間で 13)、エヴレン (1982 年より 7 年間で 26)、オザル (1989 年より 3 年 6

では、大統領が請求した裁判が一部無効も含めると 8 割が無効となっていることがわかる。

以上、無効請求裁判を統計的に扱い、検証をしてきた。ここから以下のことが言えるだろう。

以前は、主に野党が政府によって可決された法案を否決する第 2 の場として無効請求裁判を行っていたが、近年は野党だけでなく、大統領によっても、政府によって可決された法案を否定することを可能にするために無効請求裁判の権限が行使されていると考えることができ、これが近年の憲法裁判所の特徴といえるだろう。

終章

本稿では、まずトルコの司法における憲法裁判所の位置づけを明らかにし、同裁判所の組織、権限などを述べ、憲法裁判所の機構としての特徴を見て、そしてトルコにおける憲法裁判所の役割を明らかにしようとしてきた。

第 1 章、第 2 章で述べたように、ヨーロッパ型の憲法裁判所を採用している国家の共通点はトルコにも見られる。トルコにおける憲法裁判所の特徴は、政党解散権限が認められていること、実際に政党解散が多く実施されていること、憲法裁判所に付託された主要任務である違憲審査制度においては、改革法の保護に関する条項や軍政下での暫定条項が違憲性審査制度の例外となって守られていることが挙げられる。また第 2 章で触れたように、憲法裁判所の設立当初の目的は立法府の議会および行政府の内閣の行動を抑制するためであった。違憲審査制度の手段である無効請求裁判が、同裁判の請求権限を有している機関、集団によって行使され、実際に多くの無効判決が出されていることから、憲法裁判所が設立当初の目的を果たしているといえるだろう。

第 4 章で見てきたように、トルコでは年に 12 件程度、そのうちの 7 割もが違憲判決となっている。無効請求裁判はその無効判決率の高さによって、また議会における野党が同裁判を請求しやすいため、無効請求裁判は可決された法案を否決できる第 2 の場所となり得ていた。

ヶ月で 19) と比べて非常に多いことがわかる。澤江前掲書 p.259。

なかでも、セゼル現大統領による無効請求裁判は際立っている。大統領と現政権の公正発展党には政治的立場に相違が見られることはよく知られている。セゼル大統領は大統領権限に認められる法案差し戻しを行うだけでなく、本稿で見てきたように無効請求裁判権を行使することによって、彼と見解の異なる立法府へ関与を強めていると見ることができる。こうした事例を考えると、憲法裁判所が政治的な主張の場として扱われていると見ることも可能であろう。セゼル現大統領は以前憲法裁判所長官を務めていたことも、憲法裁判所を政治的意見の反映の場所とすることを容易にしているのではないのだろうか。

しかし、国民からの信任を受けて組織されている議会が成立させた法案を国民の信任を受けていない司法府すなわち憲法裁判所が無効にすることは、トルコにおける民主主義の阻害要因のひとつになりうるのではないのだろうか。本稿で見てきたことから司法府は、法律を制定する立法権限は担ってはいないが、政治に対する関与が可能な立場にあるといえるであろう。

個別の無効請求裁判の詳細な事例検討および 1990 年以前の無効請求裁判については今回分析することができなかった。詳細な事例検討を行うことで憲法裁判所の姿勢や世俗主義体制における同裁判所の位置づけを明らかにすることを今後の課題としたい。

参考文献一覧

- ルイ・ファヴォール著、山元一訳『憲法裁判所』敬文堂、1999年。
- 諸橋邦彦「違憲審査制の論点」『シリーズ憲法の論点⑨』国立国会図書館調査および立法考査局、2006年。
- ネヴィス・デレン・イルディリム、勅使河原和彦訳「トルコ法概論」『比較法学』38巻2号、2005年。
- 松谷浩尚『現代トルコの政治と外交』勁草書房、1987年。
- 新井政美『トルコ近現代史』みすず書房、2001年。
- 間寧 「外圧と民主化：トルコ憲法改正2001年」『現代の中東』33号、2002年。
- 澤江史子「トルコ共和国」『中東基礎資料調査－主要中東諸国の憲法－（下）』日本国際問題研究所、2001年。
- 澤江史子『現代トルコの民主政治とイスラーム』ナカニシヤ出版、2005年。
- 小泉洋一「トルコ憲法における政教分離と民主主義－政教分離とイスラム主義政党－」『甲南法学』第44巻 第1・2、2003年。
- Yasushi Hazama “Constitutional Review and the Parliamentary Opposition in Turkey” *The Developing Economies*, XXXIV-3 (September 1996)
- Ergun Özbudun *Türk Anayasa Hukuku*. 2.baskı. Ankara. Yetkin Yayınları, 1989.

辞典等

- 松谷浩尚「トルコの裁判制度」『政治学事典』弘文堂、2000年。
- 『法律用語辞典』2000年 有斐閣第2版。

インターネットサイト

憲法裁判所 <http://www.anayasa.gov.tr/general/>

国家統計局 <http://www.tuik.gov.tr/>

ミッリエト紙 <http://www.milliyet.com.tr/> （詳細は注に明記）